

藤井寺市立学校配置検討資料作成業務 特記仕様書

第1条（適用）

本特記仕様書は、「藤井寺市立学校配置検討資料作成業務」に適用する。

第2条（目的）

本業務は本市の小中学校について、老朽化状況や児童・生徒数の将来の見通し、建替えの可否や方法についての技術的な検証や費用などを踏まえた、将来の学校のあり方について検討するための基礎資料を整理することを目的とする。

あわせて、各学校について短期（10年）及び中長期（20年）を見据えた施設の更新、改修、統合等の考え方を整理するものとする。

第3条（準拠法令等）

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 藤井寺市公共施設等総合管理計画
- (2) 藤井寺市公共施設再編基本計画
- (3) 藤井寺市公共施設保全計画
- (4) 第2次藤井寺市教育振興基本計画
- (5) 藤井寺市学校施設等整備基本計画
- (6) 藤井寺市学校条例及び同施行規則
- (7) 藤井寺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則
- (8) 藤井寺市立小・中学校の通学区域に関する規則
- (9) 藤井寺市財務規則及び契約約款
- (10) 個人情報の保護に関する法律
- (11) その他本業務に関係する法令・令規・規則等

第4条（疑義）

本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者は十分な協議のうえ決定するものとする。

第5条（配置技術者）

本業務に従事する管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設／都市及び地方計画）かつ認定都市プランナー（都市・地域経営）又は認定ファシリティマネージャー資格を有するものとする。

また、従事する配置技術者には、一級建築士、空間情報総括監理技術者資格を有する

ものを各1名以上選任するものとする。

第6条（提出書類）

受注者は、本業務の着手に先立ち速やかに下記の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

1. 業務着手届
2. 管理技術者、照査技術者届（経歴書、保有資格証（写）を添付）
3. 第6条2項記載の受注者の履行実績に関する書類（契約書写等）
4. 業務工程表
5. 業務実施計画書（実施体制表を含む）
6. 第6条3項記載の受注者認証要件を証明する書類

第7条（工程管理）

受注者は、作業工程に変更が生じる場合は、速やかに業務変更計画書を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

第8条（成果品の帰属）

本業務において成果品等の著作権については、発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用又は貸与してはならない。

但し、本業務遂行に利用する受注者が従前から有していたプログラム著作権は除く。

第9条（瑕疵）

業務完了後といえども、成果品に隠れた誤りがあった場合には、受注者は責任を持って直ちにその誤りを訂正しなければならない。

担保期間は成果引渡の日から、原則1年間とする。

第10条（打合せ協議）

本業務の打合せ回数は初回、中間3回、成果納入時の基本5回とするが、必要に応じて適宜実施するものとする。

協議内容について、受注者は打合せ記録簿をその都度作成し、受注者の承認を得た上で提出するものとする。

第11条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

但し、履行期間中に発注者が庁内協議に必要とするデータ等は、9月末までに中間とりまとめを行い、報告するものとする。詳細については発注者と受注者の協議により決定するものとする。

第12条（貸与資料）

本業務の遂行に必要な資料は、発注者より受注者へ貸与するものとするが、本市HPに公開されている物については、受注者において適宜ダウンロードを行うものとする。

第13条（対象施設）

本業務の対象施設は、小学校7校、中学校3校とし、詳細は下記の通りとする。

区分	学校名	所在地
小学校	藤井寺小学校	北岡1丁目2番29号
	藤井寺南小学校	藤井寺3丁目8番1号
	藤井寺西小学校	藤井寺4丁目1番57号
	藤井寺北小学校	小山3丁目284番1
	道明寺小学校	沢田3丁目6番37号
	道明寺東小学校	国府2丁目5番21号
	道明寺南小学校	道明寺4丁目9番18号
中学校	藤井寺中学校	御舟町2番9号
	道明寺中学校	林6丁目2番21号
	第三中学校	林1丁目2番1号

第14条（業務内容）

本業務の委託内容は、下記の通りとする。

1. 計画準備・資料収集整理

本業務の着手に際して、人員配置、工程計画を立案の上、業務計画書を作成するとともに必要資料及び参考文献等の収集・整理を行う。

2. 児童・生徒数の将来見通しの整理

適正な規模での再配置に向けて、学校ごとに各学年の児童・生徒数や学級数についておおむね20年間の将来の見通しを整理する。

将来推計人口はコーホート要因法など本市の人口変動要因を考慮した推計を行う。

また、過去20年間の児童・生徒数の推移を整理し、将来20年間の推計と対比できる資料を作成するものとする。

使用するデータ（生存率、出生率、純移動率等）の設定にあたっては、「日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」等の資料を参照するほか、通学区域外通学者数や開発事業等による補正值等、発注者と協議のうえ設定するものとする。

3. 建替えの可否や方法についての技術的な検証と費用の試算

各校の敷地面積や授業を行いながらの建替えを実施するという学校の特殊状況を踏まえた統合、建替えの可否や方法、必要となる建築費等の費用について整理する。

4. 再編のシナリオの検討

前項で整理した児童・生徒数の将来見通しや施設の老朽化状況、これまでの本市の学校再編の検討経過を踏まえ、本市が保有するすべての学校施設を対象に、短期10年、中長期20年とした再編のシナリオについて検討を行う。

検討にあたっては、適正な規模での適正配置及びコストの最適化へ向け、再編による効果や影響を見える化するため、児童生徒数の推移、学校施設の維持・更新コストの削減効果、GISを活用した通学距離の変化、避難所機能の影響等を整理する。

また、短期（10年）及び中長期（20年）における各学校の方向性（維持、改修、建替、統合検討等）を整理し、かかる費用と共に一覧表としてとりまとめるものとする。

なお、本業務によって最終決定を行うものではなく、政策判断のための基礎資料整理を目的とする。

5. 建替え等に向けた1案を作成

前項で検討した再配置のシナリオから喫緊に課題の整理が必要になる学校を選定し、建替え等に向けた1案を作成する。

当該案において、建築条件等を整理し、特別支援学級や通級指導教室、放課後児童会等も含めた学校施設のボリューム検討を行うほか、概算費用の算出、再配置によるコスト及び面積の削減効果、工事工程の検討などを行う。

概算費用の算出にあたっては、事業費に対する国庫補助金、起債額、一般財源等の内訳なども検討するものとする。

6. 報告書のとりまとめ

本業務の成果について、業務報告書としてとりまとめを行う。

第15条（成果品等）

本業務における成果品として、以下のものを紙媒体及び電子データにより納品するものとする。

- | | |
|----------------------------------|----|
| 1. 業務で作成した資料をまとめた業務報告書 | 1式 |
| 2. 各学校の短期（10年）及び中長期（20年）の考え方の整理表 | 1式 |
| 3. 打合せ記録簿 | 1式 |

4. 上記電子データ

1 式

* 電子データは MS-word、excel 形式で納品すること。

* ドッチファイルに綴じて納品するものとする。

なお、成果品の納入場所は、藤井寺市教育員会事務局教育総務課とする。